

総社市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第8号

総社市事務分掌規則の一部を改正する規則

総社市事務分掌規則（平成17年総社市規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(分課及び係)</p> <p>第2条 総社市事務分掌条例（平成17年総社市条例第6号）第1条に規定する部及び総社市社会福祉事務所設置条例（平成17年総社市条例第120号）第1条に規定する総社市社会福祉事務所の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>総合政策部 略</p> <p>総務部</p> <p>総務課及び財政課 略</p> <p>財産管理課 <u>財産管理係</u>、<u>新庁舎建設係</u></p> <p>契約検査課及び税務課 略</p> <p>市民生活部～環境水道部 略</p> <p>2 略</p> <p>(事務分掌)</p>	<p>(分課及び係)</p> <p>第2条 総社市事務分掌条例（平成17年総社市条例第6号）第1条に規定する部及び総社市社会福祉事務所設置条例（平成17年総社市条例第120号）第1条に規定する総社市社会福祉事務所の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>総合政策部 略</p> <p>総務部</p> <p>総務課及び財政課 略</p> <p>財産管理課</p> <p>契約検査課及び税務課 略</p> <p>市民生活部～環境水道部 略</p> <p>2 略</p> <p>(事務分掌)</p>

改正後	改正前
<p>第13条 各課，係の分掌事務は，次のとおりとする。</p> <p>秘書室～総合政策部 略</p> <p>総務部</p> <p>総務課及び財政課 略</p> <p>財産管理課</p> <p><u>財産管理係</u></p> <p>(1)～(14) 略</p> <p><u>(15) 課の庶務及び課内他係に属しないこと。</u></p> <p><u>新庁舎建設係 新庁舎の建設に関すること。</u></p> <p>契約検査課及び税務課 略</p> <p>市民生活部～建設部 略</p> <p>環境水道部</p> <p>下水道課</p> <p>下水道係</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>下水道事業に係る水洗化の普及促進並びに公共下水道事業に係る水洗化資金のあっせん及び助成に関すること。</u></p> <p>(3)～(6) 略</p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 農業集落排水処理施設の維持管理に関すること。</u></p> <p><u>(9) 予算の編成及び執行経理に関すること。</u></p> <p><u>(10) 業務状況の作成及び事業報告に関すること。</u></p> <p><u>(11) 財政計画及び資金計画に関すること。</u></p> <p><u>(12) 市債及び一時借入金に関すること。</u></p> <p><u>(13) 収入支出の命令，審査及び小切手の振出しに関すること。</u></p> <p><u>(14) 現金及び有価証券の出納及び検査に関すること。</u></p> <p><u>(15) 出納取扱金融機関等に関すること。</u></p> <p><u>(16) 行政財産の取得，管理及び処分に関すること。</u></p> <p><u>(17) 決算及び決算附属書類の調製に関すること。</u></p> <p><u>(18) 略</u></p>	<p>第13条 各課，係の分掌事務は，次のとおりとする。</p> <p>秘書室～総合政策部 略</p> <p>総務部</p> <p>総務課及び財政課 略</p> <p>財産管理課</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>契約検査課及び税務課 略</p> <p>市民生活部～建設部 略</p> <p>環境水道部</p> <p>下水道課</p> <p>下水道係</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>下水道事業に係る水洗化の普及促進並びに水洗化資金のあっせん及び助成に関すること。</u></p> <p>(3)～(6) 略</p> <p><u>(7) 農業集落排水事業の計画に関すること。</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 農業集落排水事業に係る指定工事店及び責任技術者に関すること。</u></p> <p><u>(10) 農業集落排水事業に係る処理施設の維持管理に関すること。</u></p> <p><u>(11) 略</u></p>

改正後	改正前
<p>(19) 略 工務係 (1)～(3) 略</p> <p>(4) 略 環境課 略</p>	<p>(12) 略 工務係 (1)～(3) 略 (4) <u>農業集落排水事業に係る工事等の測量、設計及び指導監督に 関すること。</u> (5) <u>農業集落排水事業に係る諸施設（処理施設を除く。）の維持管 理に関すること。</u> (6) 略 環境課 略</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。